

第6節 保 健 体 育

第1 保健体育科の基本的事項

1 改訂のねらい

(1) 改善の基本方針

高等学校学習指導要領は、知徳体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、学校教育においてこれらを調和的にはぐくむことをねらいとして改訂された。改訂の基本的な考え方は次のとおりである。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の育成
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

これらの学習指導要領改訂の基本的な考え方及び「埼玉県高等学校・特別支援学校における教育課程編成要領の改訂について（報告）」に基づいて、本編成要領保健体育科の改善の基本方針を、次のとおりとした。

- ① 生徒の運動経験、能力、興味、関心等の多様化の現状を踏まえ、卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようになるとを重視し、運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことができるようになるとともに、発達の段階のまとまりを考慮し、小学校、中学校及び高等学校を見通した指導内容の体系化を図ること。
- ② 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育成する観点から、各領域において身に付けさせたい具体的な内容を明確に示すこと。
- ③ 体力の向上を重視し、健康や体力の状況に応じて自ら体力を高める方法を身に付けさせ、地域などの実社会で生かせるように「体つくり運動」の指導内容の改善を図るとともに、「体つくり運動」以外の領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるようすること。
- ④ 運動やスポーツについての総合的な理解を深める観点から、中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう知識に関する領域の構成を見直し、各領域に共通する内容に精選するとともに、

各領域との関連で指導することが効果的な内容については、各領域で取り上げるよう整理し一層の指導内容の明確化を図ること。

- ⑤ 科目「保健」においては、個人生活及び社会生活における健康・安全に関する内容を重視し、指導内容を改善すること。
- ⑥ また、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、系統性のある指導ができるよう内容を明確にすること。

(2) 改善の具体的な事項

ア 目標の改善について

「心と体を一体としてとらえ健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。」という義務教育段階における教科の目標を発展させて示し、改善を図った。

イ 内容及び内容の取扱いの改善について

[体育]

(ア) 指導内容の体系化

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向け、卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようになるとともに、中学校第3学年との接続を重視するとともに内容及び内容の取扱いにおいて学習指導要領の基準性を一層明確化し、生徒の主体的な学習の充実及び多様性を踏まえた指導の充実を図ることができるようとした。

(イ) 指導内容の明確化

運動に関する領域を、(1)技能（「体つくり運動」は運動）、(2)態度及び(3)知識、思考・判断に整理・統合して示すとともに、発達の段階を踏まえ、従前、(1)技能を運動種目名で示していたものを、具体的な動きまで示すなど、それぞれの指導内容を明確に示すこととした。

[保健]

(ア) 「保健」の内容

個人生活及び社会生活における健康・安全に関する理解を通して健康についての総合的な認識を深め、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力の育成を図ることに重点を

置き、小・中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるようにした。

(イ) 内容の構成

従前の内容を踏まえて「現代社会と健康」、「生涯を通じる健康」及び「社会生活と健康」とした。

個人生活及び社会生活に関する事項の高等学校における基礎的事項を明確にした。

心身の健康の保持増進の実践力を育成するため、単なる暗記や知識理解にとどまらず、知識を活用する学習活動を取り入れるなど思考力・判断力などの資質や能力が育成されるよう指導方法の工夫を行うとともに、適切な意志決定や行動選択及び環境づくりが必要であることを示した。

(ウ) 具体的事項について

基本方針に従い、改善の具体的な事項を次のとおりとする。

- ① 入学年次に、中学校第3学年との接続を踏まえ、科目「体育」については「体つくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域については「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「ダンス」のまとまりと「球技」、「武道」のまとまりからそれぞれ選択して履修することができるようとする。その次の年次以降は、それぞれの運動が有する特性や魅力に深く触れることができるよう「体つくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域については「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」から選択して履修できるようとする。その際「球技」については、取り扱う運動種目は原則として現行通りとするが、特性や魅力に応じて、ゴール型、ネット型、ベースボール型に分類し示した。
- ② 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育成する観点から、各領域において身に付けさせたい具体的な内容を明確に示した。
- ③ 「体つくり運動」については生徒の運動経験、能力、興味、関心等の多様化の現状を踏まえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて自ら体力を高める方法を身に付けさせ、地域などの実社会で生かせるよう指導の在り方を改善した。
- ④ 知識に関する領域については、運動やスポーツについての総合的な理解を深め、実践に生かすことが求められていることから、中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう指導内容を明確に示し、取り扱う時間数の目安を示した。
- ⑤ 科目「保健」については、様々な保健活動や対

策などについて内容の配列を再構成し、医薬品に関する内容について改善した。また、思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、小・中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう健康の概念や課題に関する内容を明確にし、指導の在り方を改善した。

2 保健体育科の目標、科目編成及び履修

(1) 目標

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

本目標は高等学校教育における保健体育科の果たすべき役割を総括的に示すとともに小・中学校及び高等学校の教科の一貫性を踏まえ、高等学校としての重点や基本的な指導の方向を示したものである。

究極的目標

- ・「明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」

具体的目標

- ・「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成」
- ・「健康の保持増進のための実践力の育成」
- ・「体力の向上」

本目標は、三つの具体的な目標が相互に密接に関連していることを示すとともに、心と体をより一体としてとらえ、心身の調和的発達を図ることが保健体育科の重要なねらいであることを明確にしたものである。

(2) 科目編成及び履修

教科「保健体育科」に属する科目は、「体育」及び「保健」で、全ての生徒に履修させる科目であり、必履修科目として履修させる単位数は、下記の標準時間を原則として下ってはならない。

科 目	標 準 单 位 数
体 育	7 ~ 8 単位
保 健	2 単位

「体育」は各年次継続して履修できるようにし、各年次の単位数はなるべく均分して配当するものとする。

「保健」は原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させるものとする。

第2 各科目の概要

1 「体育」

(1) 目標

運動の合理的、計画的な実践を通して、知識を深めるとともに技能を高め、運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようになり、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

「体育」の目標は、保健体育科の目標を受け、これを「体育」としての立場から具体化したものであり、小・中学校及び高等学校12年間の一貫性を踏まえるとともに、特に中学校第3学年との接続を重視し、高等学校における体育の学習指導の方向を示したものである。

また本目標は、生徒が合理的かつ計画的な実践を通して、これまで学習した知識を深め、技能を高めることで、運動の楽しさや喜びを深く味わうことが体育の重要なねらいであることを示した上で、現在及び将来の自己の状況に応じて体力の向上及び健康の保持増進を図るとともに、社会的態度や愛好的態度をもつことによって、卒業後に少なくとも一つの運動が継続できるようにし、生涯にわたって豊かなスポーツライフの実現を図ることを目指しているものである。

具体的には、中学校第3学年でのねらいを受けて、高等学校においては、「運動の楽しさや喜びを深く味わい、主体的に取り組めるようにする」といった段階であることを踏まえ、学習に対する主体的な取り組みを促すことによって、学校の教育活動全体に運動を積極的に取り入れることとした。

(2) 指導内容の構成（表1）

体育の内容は、運動に関する領域及び知識に関する領域で構成されている。運動に関する領域は「体つくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」及び「ダンス」であり、知識に関する領域は「体育理論」である。運動に関する領域では、

① 技能（「体つくり運動」は運動）

② 態度

③ 知識、思考・判断

を内容として示した。

運動に関する領域では、①技能（「体つくり運動」は運動）、②態度、③知識、思考・判断の内容のまとまりごとに指導内容を示した上で、ア～オに具体的な内容を示している。

ア～オのそれぞれで、「中学校第1学年・第2学年」、

「中学校第3学年・高校入学年次」及び「高校その次の年次以降」からの接続を踏まえ「入学年次においては」、「その次の年次以降は」と指導の内容が示された。

（表2）

a 技能（「体つくり運動」は運動）

運動を通して、各領域の特性や魅力に応じた楽しさや喜びを深く味わうことを示すとともに、各領域における技能や攻防の様相、動きの様相などを示した。

b 態度

目標で示した「公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保」することを、体育学習にかかわる態度の指導内容として具体化したものである。

それぞれの領域において態度の内容の項目としては、(a)共通事項、(b)公正や協力に関する事項、(c)責任や参画に関する事項、(d)健康・安全に関する事項がそれぞれ示された。

c 知識、思考・判断

「知識」に関する指導内容として、各領域に応じて「技(技術)の名称や行い方」、「体力の高め方」、「課題解決の方法」、「練習や発表の仕方」などを示した。

「思考・判断」に関する指導内容として、各領域に共通して、「自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方」を示した。

(3) 主な改訂点

【各領域の内容及びその取扱い】（表3）

今回の改訂においては、「卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようになる」、「それぞれの運動が有する特性や魅力に深く触れることができるよう」にするとした中央教育審議会の答申を踏まえたものとなっている。

(ア) 入学年次において、「B 器械運動」、「C 陸上競技」、「D 水泳」及び「G ダンス」のまとめり〈クローズドスキル〉の中から1領域以上、「E 球技」及び「F 武道」のまとめり〈オープンスキル〉の中から1領域以上を選択し履修することができるようとした。

また、その次の年次以降において、「B 器械運動」、「C 陸上競技」、「D 水泳」、「E 球技」、「F 武道」及び「G ダンス」の中から2領域以上を選択し履修できるようにした。

(イ) 内容の「A 体つくり運動」に対する授業時数については各年次で7～10単位時間程度を、「H 体育理論」に対する授業時数については、各年次で6単位時間以上を配当することとした。

(ウ) 運動に関する領域を、(1)技能（「体つくり運動」

では運動), (2)態度及び(3)知識、思考・判断に整理統合して示すとともに、従前、(1)技能を運動種目名で示していたものを、具体的な動きまで示すなど、それぞれの指導内容を明確に示した。

(エ) 「E球技」については、「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」として、類型で規定している。入学年次においては2つを、その次の年次以降について1つを選択して履修できるようにする。

「F武道」については、中学校で学習したことを見出しとして、希望する生徒が確実に履修できるよう選択や学習の機会の充実を図るものとする。

(オ) 体育においてコミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習活動が充実するよう配慮するものとする。

2 「保健」

(1) 目標

個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

「保健」の目標は、「保健体育」の目標を受けて、これを「保健」の立場から具体化し、学習指導の到達すべき方向を明らかにしたものである。

また本目標は、小・中学校との接続及び発達の段階に応じた指導内容の体系化の観点から、個人生活及び社会生活における健康・安全に関する内容を総合的に理解することを通して、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切に管理し改善している思考力・判断力などの資質や能力を培い、実践力を育成することを目指した。

(2) 指導内容の構成（表4）

保健の内容は、(1)「現代社会と健康」、(2)「生涯を通じる健康」、(3)「社会生活と健康」の三つで構成されている。

(3) 主な改訂点

【各領域の内容及びその取扱い】（表5）

(ア) 科目「保健」においては、個人生活及び社会生活における健康・安全に関する内容を重視し、指導内容を改善する。

(イ) ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、系統性のある指導ができるよう内容を明確にする。

(ウ) 「現代社会と健康」において、小・中学校の内容を踏まえた系統性のある学習ができるよう、健

康の概念に関する内容を明示した。

- (エ) 「生涯を通じる健康」において、医薬品に関する指導を充実している。
- (オ) 保健において、知識を活用する学習活動を取り入れることを規定した。

第3 「体育」の指導計画の作成

1 基本的な考え方

「体育」の目標を達成するためには、意図的、計画的な学習指導を展開する必要がある。このためには、地域や学校の実態、中学校との関連、生徒の特性等を十分に考慮し、卒業までの見通しを立てた上で、内容の決定、各内容に当てる授業時数、単元の構成及び配列等を的確に定めた指導計画を作成することが大切である。

2 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習指導要領第1章総則第1款の3で、学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かすこと。
- (2) 特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。
- (3) 体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用すること。
- (4) 保健体育科の指導計画は、単に1教科としての観点からだけでなく、特別活動のほか、総合的な学習の時間や運動部の活動なども含めた学校教育活動全体との関連を十分考慮して作成すること。
- (5) 体力の向上や健康の保持増進を図るための教育活動は、教科としての保健体育科はもとより、関連の教科、特別活動、総合的な学習の時間、運動部の活動などの学校教育活動にも多く含まれていること。
- (6) したがって、保健体育科の学習の成果が、他の教育活動と結び付き、日常生活で生かされるようになるためには、特別活動などとの有機的な関連を図って、保健体育科の目標がより効果的に達成できるよう指導計画を作成すること。
- (7) 今回の改訂においては、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成、健康の保持増進のための実践力の育成及び体力の向上の三つの具体的目標が密接な関連であることを明確にし、学校の教育活動全体との関連を図り、指導計画を作成すること。
- (8) 体力の測定についてもそれを計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用することができるよ

- う学校教育活動の年間の指導計画を作成する段階で具体化すること。
- (9) 「体育」の単位数は従前どおり、標準単位数を7～8とした。
- (10) 「体育」の単位数の各年次の配当については、各年次継続して履修できるようにするとともに、各年次になるべく均分して配当すること。
- (11) 体つくり運動については、各年次で7単位時間～10単位時間程度を、「H体育理論」については、各年次で6単位時間以上を配当することとし、指導内容の確実な定着が図られるようにすること。
- (12) その他の領域に対する授業時数の配当については、「その内容の習熟を図ることができるよう考慮するものとする」。一つの領域の内容に習熟させるには、ある期間集中して行うか、あるいは年間にわたって継続的に行うかについて十分検討すること。

第4 「保健」の指導計画の作成

1 基本的な考え方

「保健」の学習指導を系統的かつ効果的に推進するためには、あらかじめ学習指導の予定を立て、年間にわたる見通しや指導の方向、基本的観点を明確にしておく必要がある。この全体的な見通しや予定等を示すために作成する年間計画は、月間及び毎時間の学習指導に不可欠な指針となるべきものである。したがって、年間にわたる学習指導計画の作成に当たっては、学習指導要領に基づきながら、地域、学校及び生徒の実態を考慮して、これに即応するように計画を作成することが必要である。

「保健」の指導計画の作成については、学習指導要領第2章第6節保健体育の第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」にその基本が示されているが、特に次の事項に十分配慮し、実際に即した指導計画を作成する必要がある。

2 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導計画の作成に当たっては、学習指導要領第1章総則第1款の3に示す「学校における体育・健康に関する指導」の趣旨を生かし、特に特別活動、総合的な学習の時間及び運動部の活動などの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるように留意する。
- (2) 心の健康、薬物乱用、生活習慣病、感染症など深刻化している生徒の心身の健康課題に適切に対応するために、学校における食育の推進、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導との関

連を図り、学校の全体計画を作成し、家庭や地域社会と連携しながら、計画的、継続的に指導を進めること。

- (3) 保健体育科の目標は、「保健」と「体育」の具体的な目標として、心と体を一体的にとらえ、「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成」、「健康の保持増進のための実践力の育成」及び「体力の向上」を掲げ、それらが相互に密接な関連をもち、究極的な目標である「明るく豊かで活力ある生活を営む態度」を育てるこことを目指している。「保健」としては、自らの役割を十分果たすとともに、保健体育科の目標の達成のために適切に機能するように、年間指導計画を作成すること。
- (4) 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させるものとする。「保健」の標準単位数は、従前と同様2単位となっている。
- (5) 「保健」の年間指導計画については、課程の種別にかかわらず、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させるよう作成しなければならない。これは小学校第3学年から中学校第3学年まで毎学年学習することを高等学校で継続して学習させることによって学習の効果を上げることをねらったものである。
- (6) 「保健」の指導内容は、「現代社会と健康」、「生涯を通じる健康」、「社会生活と健康」の3項目で構成されており、それぞれの項目について、3つ～5つの内容が示されている。指導計画の作成に当たって、もとにすべき内容であるが、必ずしも指導の順序や内容の区分・独立を示しているものではなく、学校や生徒の実態に即し、弾力的に取り扱うことが必要である。

第5 指導上の留意点

1 体育及び保健

保健体育科においても、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。「体育」においては、主として、体育理論の学習における情報の収集や体力に関するデータの処理、分析など、「保健」においては、課題学習等における情報通信ネットワーク等の活用や学習に関連する統計図表等の作成などが考えられる。

なお、運動の実践では、補助的手段として活用するようにし、活動そのものの低下を招かないよう留意する。

2 その他の総則に関連する事項

- (1) 道徳教育との関連（第1章総則第1款の2）
高等学校における道徳教育については学校の教育活

動全体を通じて行うこととされており、各教科・科目においても、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、それぞれの特質に応じて適切な指導を行うことが求められる。

保健体育科では、運動の実践において公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。また健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにもつながる。

(2) 学校設定科目（第1章総則第2款の4）

保健体育科に関する「学校設定科目」を設定する場合は、高等学校の目標及びその水準の維持等にふさわしいものとなるよう定める必要がある。「体育」については、卒業までに7又は8単位を配当することとされているので、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当することとするのか、本規定に基づく「学校設定科目」を設定するのかについては、保健体育科の目標、内容等を十分考慮し各学校で適切に設定することが大切である。

(3) 必履修教科・科目の一部単位減（第1章総則第3款の1(1)）

「体育」については、標準単位数が7～8単位とされており、各学校の特色に応じて、卒業までに7又は8単位を配当することとされている。このため、7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

(4) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（第1章総則第5款の3(3)）

今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るために指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として新たに示し、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視している。

(5) 言語活動の充実（第1章総則第5款の5(1)）

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。言語は論理的思考だけでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められ、各教科等において言語に関する能力の育成を重視し、言語活動を充実することとしている。

保健体育科においてもコミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習活動が充実するよう配慮したり、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成するなど言語活動の充実を求めている。

(6) 障害のある生徒の指導における配慮事項（第1章総則第5款の5(8)）

障害のある生徒などに対しては、一人一人の能力や適性等の伸長を図るために、その実態に即して、各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を行う必要がある。特に、「体育」では、弱視の生徒に対する球技の指導や肢体不自由の生徒についての実技指導など、生徒の障害の種類と程度に応じて、複数教員による指導や個別指導、増加単位や必履修教科・科目の一部減、科目の内容の選択などの方法を活用するなどによって個別的な配慮をすることも必要である。

なお、指導に当たっては、家庭・専門医等との連絡を密にし、生徒の健康・安全の確保に十分留意するとともに、個別の課題設定をして生活上の困難を克服するための学習に配慮したり、教材やルールの工夫などを検討して障害のある生徒なども参加可能な学習の機会を設けたりするなどの生徒の実態に応じたきめ細かな指導に配慮する必要がある。

第6 運動部の活動

運動部活動は教育課程外の学校教育活動としてとらえられ、学習指導要領第1章第1款の3に示されるように学校の教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。

運動部活動を含む部活動は、学習指導要領総則第1章第5款の5においては「生徒の自主的、自発的な参加により行われ」、「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが強調されている。

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。また、運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標を踏まえた活動を行うことなども示している。さらに、生徒自身が保健体育科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するように促すことなどによって、相互に関連させながら学校教育活動全体として、生徒の「生きる力」の育成を図ることが大切である。

運動部の活動における留意点は以下のとおり示されている。

- (1) 生徒が運動部の活動に積極的に参加できるように配慮することが大切である。
- (2) 生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指す

とともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。

- (3) 生徒の自主性を尊重する必要がある。
- (4) 生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。

(5) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定する。

(6) 生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

体育の領域及び指導内容（運動種目等）の取扱い

（表1）

領域	技能の内容（「体つくり運動」は運動の内容）	態度の内容	知識、思考・判断の内容	内容の取扱い
A 体つくり運動	<p>次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、健康の保持増進や体力の向上を図り、目的に適した運動の計画や自己の体力や生活に応じた運動の計画を立て、実生活に役立てることができるようとする。</p> <p>ア 体はぐしの運動では、心と体は互いに影響し変化することに気付き、体の状態に応じて体の調子を整え、仲間と積極的に交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと。</p> <p>イ 体力を高める運動では、自己のねらいに応じて、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るために継続的な運動の計画を立て取り組むこと。</p>	体つくり運動に主体的に取り組むとともに、体力などの違いに配慮しようとすること、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとすることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。	体つくり運動の行い方、体力の構成要素、実生活への取り入れ方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫できるようにする。	ア、イ必修
B 器械運動	<p>次の運動について、技がよりよくできる楽しさや喜びを味わい、自己に適した技を高めて、演技ができるようになる。</p> <p>ア マット運動では回転系や巧技系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展系を滑らかに行うこと、それらを構成し演技すること。</p> <p>イ 鉄棒運動では、支持系や懸垂系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展系を滑らかに行うこと、それらを構成し演技すること。</p> <p>ウ 平均台運動運動では、体操系やバランス系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展技を滑らかに行うこと、それらを構成し演技すること。</p> <p>エ 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展技を滑らかに行うこと。</p>	器械運動に主体的に取り組むとともに、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとすることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。	技の名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、発表の仕方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫できるようする。	ア～エから選択
C 陸上競技	<p>次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、各種目特有の技能を高めることができるようする。</p> <p>ア 競走</p> <p>短距離走・リレーでは、中間走の高いスピードを維持して速く走ること、長距離走では、ベースの変化に対応するなどして走ること、ハーハードル走では、スピードを維持した走りからハーハードルを低くリズミカルに越すこと。</p> <p>イ 跳躍</p> <p>走り幅跳びでは、スピードに乗った助走と力強い踏み切りから着地までの動きを滑らかにして跳ぶこと、走り高跳びでは、スピードのあるリズミカルな助走から力強く踏み切り、滑らかな空間動作で跳ぶこと、三段跳びでは、短い助走からリズミカルに連続して跳ぶこと。</p> <p>ウ 投げ</p> <p>砲丸投げでは、立ち投げなどから砲丸を突き出して投げること、やり投げでは、短い助走からやりを前方にまっすぐ投げること。</p>	陸上競技に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようすること、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとすることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。	技術の名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、競技会の仕方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫できるようする。	ア～ウから選択
D 水泳	<p>次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、自己に適した泳法の効率を高めて、泳ぐことができるようになる。</p> <p>ア クロールでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、伸びのある動作と安定したベースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>イ 平泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、伸びのある動作と安定したベースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>ウ 背泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したベースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>エ バタフライでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したベースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>オ 複数の泳法で長く泳ぐこと又はリレーをすること。</p>	水泳に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようすること、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとすることなどや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全を確保することができるようする。	技術の名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、競技会の仕方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫できるようする。	ア～オから選択
E 球技	<p>次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、作戦や状況に応じた技能や仲間と連携した動きを高めてゲームが展開できるようになる。</p> <p>ア ゴール型では、状況に応じたボール操作と空間を埋めるなどの動きによって空間への侵入などから攻防を展開すること。 (バスケットボール ハンドボール サッカー ラグビー)</p> <p>イ ネット型では、状況に応じたボール操作や安定した用具の操作と連携した動きによって空間を作り出すなどの攻防を展開すること。 (バレーボール 卓球 テニス パドミントン)</p> <p>ウ ベースボール型では、状況に応じたバット操作と走塁での攻撃、安定したボール操作と状況に応じた守備などによって攻防を展開すること。 (ソフトボール)</p>	球技に主体的に取り組むとともに、フェアなプレイを大切にしようとすること、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとすることなどや、健康・安全を確保することができるようする。	技術などの名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、競技会の仕方などを理解し、チームや自己の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫するようする。	・入学の年次 ア～ウから②選択 ・その次の年次以降 ア～ウから①選択

領域	技能の内容（「体つくり運動」は運動の内容）	態度の内容	知識、思考・判断の内容	内容の取扱い
F 武道	<p>次の運動について、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意技を用いた攻防が展開できるようする</p> <p>ア 柔道では、相手の多様な動きに応じた基本動作から、得意技や連絡技・変化技を用いて、素早く相手を崩して投げたり、抑えたり、返したりするなどの攻防を展開すること。</p> <p>イ 剣道では、相手の多様な動きに応じた基本動作から、得意技を用いて、相手の構えを崩し、素早くしがけたり応じたりするなどの攻防を展開すること。</p>	武道に主体的に取り組むとともに、相手を尊重し、礼法などの伝統的な行動の仕方を大切にしようとすること、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。	伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古、体力の高め方、課題解決の方法試合の仕方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫できるようする。	ア、イから①選択
G ダンス	<p>次の運動について、感じを込めて踊ったり、仲間と自由に踊ったりする楽しさや喜びを味わい、それぞれ特有の表現や踊りを高めて交流や発表ができるようする。</p> <p>ア 創作ダンスでは、表したいテーマにふさわしいイメージをとらえ、個や群で、対極の動きや空間の使い方で変化を付けて即興的に表現したり、イメージを強調した作品にまとめたりして踊ること。</p> <p>イ フォークダンスでは、踊り方の特徴を強調して、音楽に合わせて多様なステップや動きと組み方で仲間と対応して踊ること。</p> <p>ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴を強調して全身で自由に踊ったり、変化とまとめたりを付けて仲間と対応したりして踊ること。</p>	ダンスに主体的に取り組むとともに、互いに共感し高め合おうとすること、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとすることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。	ダンスの名称や用語、文化的な背景と表現の仕方、体力の高め方、課題解決の方法、交流や発表の仕方などを理解し、グループや自己の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫できるようする。	ア～ウから選択
H 体育理論	<p>(1) スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴について理解できるようする。</p> <p>ア スポーツは、人類の歴史とともに始まり、その理念が時代に応じて変容してきていること。また、我が国から世界に普及し、発展しているスポーツがあること。</p> <p>イ スポーツの技術や戦術、ルールは、用具の改良やメディアの発展に伴い変わり続けていること。</p> <p>ウ 現代のスポーツは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしており、その代表的なものにオリンピックムーブメントがあること。また、ドーピングは、フェアプレイの精神に反するなど、能力の限界に挑戦するスポーツの文化的価値を失わせること。</p> <p>エ 現代のスポーツは、経済的な波及があり、スポーツ産業が経済の中で大きな影響を及ぼしていること。</p> <p>(2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方について理解できるようする。</p> <p>ア 運動やスポーツの技術は、学習を通して技能として発揮されるようになること。また、技術の種類に応じた学習の仕方があること。</p> <p>イ 運動やスポーツの技能の上達過程にはいくつかの段階があり、その学習の段階に応じた練習方法や運動観察の方法、課題の設定方法などがあること。</p> <p>ウ 運動やスポーツの技能と体力は、相互に関連していること。また、期待する成果に応じた技能や体力の高め方があること。</p> <p>エ 運動やスポーツを行う際は、気象条件の変化など様々な危険を予見し、回避することが求められること。</p> <p>(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方について理解できるようする。</p> <p>ア スポーツは、各ライフステージにおける身体的、心理的、社会的特徴に応じた楽しみ方があること。また、その楽しみ方は、個人のスポーツに対する欲求などによっても変化すること。</p> <p>イ 生涯にわたってスポーツを継続するためには、自己に適した運動機会をもつこと、施設などを活用して活動の場をもつこと、ライフスタイルに応じたスポーツとのかかわり方を見付けることなどが必要であること。</p> <p>ウ スポーツの振興は、様々な施策や組織、人々の支援や参画によって支えられていること。</p> <p>エ スポーツを行う際は、スポーツが環境にもたらす影響を考慮し、持続可能な社会の実現に寄与する責任がある行動が求められること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・入学の年次 (1)を取り上げる ・その後の年次以降 (2)を取り上げる ・それ以後の年次 (3)を取り上げる 	

※第1章総則第1款の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意するものとする。

※「体育」は、各年次継続して履修できるようにし、各年次の単位数はなるべく均分して配布するものとする。なお、内容の「A体つくり運動」に対する授業時数については、各年次で7～10単位時間程度を、内容の「H体育理論」に対する授業時数については、各年次で6単位時間以上を配当するとともに、内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域に対する授業時数の配当については、その内容の習熟を図ることができるよう考慮するものとする。

※各科目の指導に当たっては、その特質を踏まえ、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

学習指導要領解説に示される体育の領域の内容

(表2)

内 容	項 目	中学校1・2年	中学校3年・ 高校入学年次	高校その次の年次以降
(1)技能	・運動種目等の技能 ・攻防の様相 ・動きの様相など		身に付けた技能や動き等をより高めたり、新たに得意技を身に付けたりして、攻防や動きの様相を高めて、記録や技に挑戦したり、簡易化されたルールの制限を次第に正規に近づけるなどして試合をしたり、発表したりできるようにする	身に付けた技能や動き等をさらに高めたり、新たに得意技を身に付けたりして、攻防や動きの様相を高めて、記録や技に挑戦したり、ルールを一層正規に近づけるなどして試合をしたり、発表したりできるようにすること
(「体つくり運動」は運動)	・体ほぐしの運動 ・体力を高める運動	心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流すること 体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持續する能力を高めること	心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流すること 自己のねらいに応じて、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るための継続的な運動の計画を立て取り組むこと	
(2)態度	ア 共通事項	「積極的に取り組む」こと	「自主的に取り組む」こと	「主体的に取り組む」こと
	イ 公正・協力	「よい演技を認めようとする」、「勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとする」、「フェアなプレイを守ろうとする」、「相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとする」、「よさを認め合おうとする」こと	「勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする」、「フェアなプレイを大切にしようとする」、「相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする」こと	
	ウ 責任・参画	「分担した役割を果たそうとする」、「話合いに参加しようとする」こと	「役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとする」、「合意形成に貢献しようとする」こと	
	エ 健康・安全	「健康・安全に気を配ること	「健康・安全を確保する」こと	
(3)知識、思考・判断	・知識	「運動の特性や成り立ち」、「技術(技)の名称や行い方」、「関連して高まる体力」、「伝統的な考え方」、「表現の仕方」	各領域に応じて「技術(技)の名称や行い方」、「体力の高め方」、「課題解決の方法」、「練習や発表の仕方」	
	・思考・判断	「課題に応じた運動の取り組み方」	「自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方」	

※網かけ部分は中学校の内容

高等学校科目「体育」の領域及び内容の取扱い

(表3)

領域	内 容	領域の取扱い			内容の取扱い
		入学年次	その次の年次	それ以降の年次	
A 体つくり運動	ア 体ほぐしの運動 イ 体力を高める運動	必 修	必 修	必 修	ア, イ必修 (各年次7~10 単位時間程度)
B 器械運動	ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 平均台運動 エ 跳び箱運動	B, C, D, Gから ①以上選択			ア~エから選択
C 陸上競技	ア 競走 イ 跳躍 ウ 投てき	B, C, D, Gから ①以上選択			ア~ウに示す運 動から選択
D 水泳	ア クロール イ 平泳ぎ ウ 背泳ぎ エ バタフライ オ 複数の泳法で長く泳ぐ又はリレー	B, C, D, E, F, Gか ら ②以上選択	B, C, D, E, F, Gか ら ②以上選択		ア~オから選択
E 球技	ア ゴール型 (バスケットボール ハンドボール サッカー ラグビー) イ ネット型 (バレーボール 卓球 テニス バドミントン) ウ ベースボール型 (ソフトボール)	E, Fから ①以上選択			・入学の年次 ア~ウから② 選択 ・その次の年次 以降ア~ウか ら①選択
F 武道	ア 柔道 イ 剣道				ア又はイのいづ れか選択
G ダンス	ア 創作ダンス イ フォークダンス ウ 現代的なリズムのダンス	B, C, D, Gから ①以上選択			ア~ウから選択
H 体育理論	(1) スポーツの歴史、文化的特性、現代の スポーツの特徴 (2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方 (3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方	必 修	必 修	必 修	(1)入学の年次 (2)その次の年次 以降 (3)それ以降の年 次 (各年次6単位 時間以上)

高等学校科目「保健」の領域及び内容の取扱い

内 容	入学年次	その次の年次	それ以降の年次	内容の取扱い
(1) 現代社会と健康 (2) 生涯を通じる健康 (3) 社会生活と健康	必 修			(1)~(3)を入学年 次及びその次の 年次

【体育】

- 内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域及び運動については、地域や学校の実態及び生徒の特性や選択履修の状況等を踏まえるとともに、安全を十分に確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮するものとする。
- 指導に当たっては、内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域については、それぞれの運動の特性に触れるために必要な体力を生徒自ら高めるように留意するものとする。
- 内容の「B器械運動」から「F武道」までの領域及び運動については、必要に応じて審判の仕方についても指導するものとする。
- 「F武道」については我が国固有の伝統と文化により一層触れさせるため、中学校の学習の基礎の上に、より深められる機会を確保するよう配慮するものとする。
- 自然とかかわりの深いスキー、スケートや水辺活動（すいへんかつどう）などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するものとする。また、レスリングについても履修させることができるるものとする。
- 集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、内容の「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。
- 筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習活動が充実するよう配慮するものとする。

【保健】

- 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させるものとする。
 - 指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れなどの指導方法の工夫を行うものとする。
- 「保健」の指導に当たっては、知識の習得を重視した上で、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していくこと。指導に当たっては、ディスカッション、ブレインストーミング、ロールプレイング（役割演技法）、心肺蘇生法などの実習や実験、課題学習などを取り入れること、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員など専門性を有する教職員等の参加・協力を推進することなど多様な指導方法の工夫を行うよう配慮すること。

「保健」指導内容の構成

(表4)

(1) 現代社会と健康

現代社会と健康

ア 健康の考え方	(ア) 国民の健康水準と疾病構造の変化
	(イ) 健康の考え方と成り立ち
	(ウ) 健康に関する意志決定や行動選択
	(エ) 健康に関する環境づくり
	(ア) 生活習慣病と日常の生活行動
イ 健康の保持増進と疾病の予防	(イ) 喫煙、飲酒と健康
	(ウ) 薬物乱用と健康
	(エ) 感染症とその予防
	(ア) 欲求と適応機制
	(イ) 心身の相関
ウ 精神の健康	(ウ) ストレスへの対処
	(エ) 自己実現
	(ア) 交通事故の現状
	(イ) 交通社会で必要な資質と責任
	(ウ) 安全な社会づくり
エ 交通安全	(ア) 応急手当の意義
	(イ) 日常的な応急手当
	(ウ) 心肺蘇生法
オ 応急手当	

(2) 生涯を通じる健康

生涯を通じる健康

ア 生涯の各段階における健康	(ア) 思春期と健康
	(イ) 結婚生活と健康
	(ウ) 加齢と健康
	(ア) 我が国の保健・医療制度
	(イ) 地域の保健・医療機関の活用
イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関	
ウ 様々な保健活動や対策	

(3) 社会生活と健康

社会生活と健康

ア 環境と健康	(ア) 環境の汚染と健康
	(イ) 環境と健康にかかわる対策
	(ア) 環境保健にかかわる活動
	(イ) 食品保健にかかわる活動
	(ウ) 健康の保持増進のための環境と食品の保健
イ 環境と食品の保健	(ア) 労働災害と健康
	(イ) 働く人の健康の保持増進
ウ 労働と健康	

保健の内容と内容の取扱い

(表5)

項目	内 容	内容の取扱い
(1) 現代社会と健康	<p>我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。</p> <p>ア 健康の考え方 健康の考え方は、国民の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って変わってきたこと。また、健康は、様々な要因の影響を受けながら、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。 健康の保持増進には、健康に関する個人の適切な意志決定や行動選択及び環境づくりがかかる。</p> <p>イ 健康の保持増進と疾病の予防 健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。 喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行つてはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。</p> <p>ウ 感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること。</p> <p>エ 精神の健康 人間の欲求と適応機制には、様々な種類があること。精神と身体には、密接な関連があること。また、精神の健康を保持増進するには、欲求やストレスに適切に対処するとともに、自己実現を図る努力していくことが重要であること。</p> <p>オ 交通安全 交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運動や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかかる。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。</p> <p>カ 応急手当 適切な応急手当は、傷害や疾病的悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれて行く場合があることから、速やかに行う必要があること。</p>	<p>(1) 内容の(1)のイ及び(3)のイについては、食育の観点を踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 内容の(1)のイの喫煙と飲酒、薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。</p> <p>(3) 内容の(1)のウについては、大脳の機能、神経系及び内分泌系の機能について必要に応じて扱う程度とする。また、「体育」における体ほぐしの運動との関連を図るよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 内容の(1)のエについては、二輪車及び自動車を中心取り上げるものとする。また、自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。</p> <p>(5) 内容の(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などの関連を図るよう配慮するものとする。</p> <p>(6) 指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うものとする。</p>
(2) 生涯を通じる健康	<p>生涯の各段階において健康についての課題があり、自らこれに適切に対応する必要があること及び我が国の保健・医療制度や機関を適切に活用することが重要であることについて理解できるようにする。</p> <p>ア 生涯の各段階における健康 生涯にわたって健康を保持増進するには、生涯の各段階の健康課題に応じた事故の健康管理及び健康づくりがかかることがある。</p> <p>イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関 生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。 また、医療品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。</p> <p>ウ 様々な保健活動や対策 我が国や世界では、健康課題に対応して様々な保健活動や対策などが行われていること。</p>	<p>(6) 内容の(2)のアについては、思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。</p> <p>【前掲】 (8) 指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うものとする。</p>
(3) 社会生活と健康	<p>社会生活における健康の保持増進には、環境や食品、労働などが深く関わっていることから、環境と健康、環境と食品の保健、労働と健康に関わる活動や対策が重要であることを理解できるようする。</p> <p>ア 環境と健康 人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすこともある。それらを防ぐには、汚染の防止及び改善の対策を取る必要があること。</p> <p>イ 環境と食品の保健 環境衛生課津堂は、学校や地域の環境を健康に適したものとするよう基準が設定され、それに基づき行われていること。また、食品衛生活動は、食品の安全性を確保するよう基準が設定され、それに基づき行われていること。</p> <p>ウ 労働と健康 労働災害の防止には、作業形態や作業環境の変化に起因する傷害や職業病などを踏まえた適切な健康管理及び安全管理をする必要があること。</p>	<p>【前掲】 (1) 内容の(1)のイ及び(3)のイについては、食育の観点を踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するものとする。</p> <p>(7) 内容の(3)のアについては、廃棄物の処理と健康についても触れるものとする。</p> <p>【前掲】 (8) 指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うものとする。</p>

※「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させるものとする。

※各科目の指導に当たっては、その特質を踏まえ、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。